

農地中間管理事業の利用配分計画に係る利害関係人の
意見聴取について（お知らせ）

令和 5 年 4 月 1 日
一般社団法人京都府農業会議
（農地中間管理機構）

旧「農地中間管理事業の推進に関する法律」により、農地中間管理事業において、担い手等が農地中間管理機構から借り受ける農地利用配分計画を定めるに際し、計画案について、あらかじめ利害関係人の意見を聴取することが規定されています。

京都府農業会議では、利害関係人の意見聴取について、ホームページに配分計画の案を一定期間掲載し、意見を聴取する方法を採用しています。

具体的には、別紙例示のとおり、配分計画毎に配分計画を掲載し、農業会議の電子窓口や FAX 等で意見の提出を求めます。

なお、意見を聴取する利害関係人とは、配分計画に定める農地のある区域に借受を希望する者をいいます。

また、提出された意見については、取りまとめて、京都府知事に報告します。